

新 城 市 特 定 事 業 主 行 動 計 画

『子育て支援プログラム』

～仕事と子育ての両立を目指して～



平成17年10月1日

平成17年12月1日改正

平成27年 4月1日改正

新城市長
新城市議会議長
新城市選挙管理委員会
新城市代表監査委員
新城市公平委員会
新城市消防長
新城市教育委員会

I 総論

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき定められた行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、新城市の職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するために策定するものである。

2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は平成27年度から10年間の時限法であるが、本行動計画は、その前半の期間である平成27年4月1日から平成32年3月31日までを計画期間とし、概ね3年ごとに見直しを行うものとする。

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における人事担当者等を構成員とする「新城市特定事業主行動計画策定・実施委員会」を設置した。この委員会では、本行動計画を策定するとともに、計画の円滑な実施、達成状況の点検、その後の対策、計画の見直し等を行うこととしている。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 妊娠中及び出産後の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直し等を行う。
(実施時期：平成27年度から)
- ② 妊娠中及び出産後1年を経過しない職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととする。(実施時期：平成27年度から)

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

子どもを持つことの喜びを実感するとともに出産後の妻を支援するため、父親である男性職員が子どもの出生時における休暇を5日以上取得できるよう配慮する。
(実施時期：平成27年度から)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度の周知

- ① 育児休業及び部分休業（以下「育児休業等」という。）に関する資料を各部局に配布して制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等については、具体的な取得プランを例示して、その取得促進を図る。
(実施時期：平成27年度から)
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度・手続きについて個別に説明を行う。(実施時期：平成27年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業等の取得の申し出があった場合、当該職員の所属部署において業務分担の見直しを行う。(実施時期：平成27年度から)
- ② 管理職員の会議等の場で、定期的に育児休業等の制度・意義を説明し、職場の意識改革を行う。(実施時期：平成27年度から)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、広報の送付等職場復帰のために必要な情報提供を行う。(実施時期：平成27年度から)
- ② 復職時におけるOJT研修等を実施する。(実施時期：平成27年度から)

エ 育児休業に伴う代替要員の確保

育児休業中の職員の業務を他の職員に割り振って遂行することが困難なとき

には、臨時的職員を採用するなど適切な代替要員の確保を図る。

(実施時期：平成27年度から)

オ その他

育児や保育園の送迎等を行っている職員については、公務に支障がない限り、早出・遅出勤務や時差出勤など勤務時間の割り振りに配慮する。

(実施時期：平成27年度)

以上、ア～オの取り組みを通じて、育児休業等の取得率を 男性5%、女性100%とする。(目標達成年度：平成27年度)

(4) 超過勤務の縮減

ア 育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限

小学校就学始期に達するまでの子どもを養育している職員については、公務に支障がない限り、深夜勤務及び超過勤務を極力行わせないように配慮する。

(実施時期：平成27年度から)

イ 「ノー残業デー」の徹底

- ① 毎週水曜日は「ノー残業デー」であることを職員に周知徹底させるとともに、部署ごとに月に1回以上の「完全退庁日」を設定する。

(実施時期：平成27年度から)

- ② 毎月一度の「完全退庁日」以外の「ノー残業デー」でやむを得ずその日に時間外勤務を命令する場合は、人事課長に事前協議をし承認を得る。

(実施時期：平成27年度から)

ウ 事務事業の簡素合理化の推進

- ① 新たに事業等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討するとともに、既存の事業等との関係を整理して統廃合を促進する。

(実施時期：平成27年度から)

- ② 会議・打合せ等については、極力電子メールや電子掲示板を活用して行う。

(実施時期：平成27年度から)

- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理については、マニュアル化を推進する。

(実施時期：平成27年度から)

エ 超過勤務縮減のための意識啓発等

- ① 超過勤務の上限目安時間の設定等を内容とする「超過勤務縮減のための指針」を策定する。(実施時期：平成29年度から)

- ② 人事担当課は、各部署ごとの超過勤務の状況及び超過勤務が特に多い職員の実態を把握し、各所属長に対してその原因究明と改善策を講じるよう指導する。

(実施時期：平成27年度から)

- ③ 「時間外勤務管理者」を各部署に設置し、超過勤務縮減のための組織的な取り

組みを推進する。(実施時期：平成27年度から)

以上、ア～エの取り組みを通じて、すべての職員が人事院の定める超過勤務の上限目安時間(年間360時間)を達成できるようにする。(目標達成年度：平成31年度)

(5) 休暇取得の促進

ア 年次休暇の取得推進

- ① 管理職員の会議等の場で、定期的な年次休暇の取得を徹底させ、職場の意識改革を図る。(実施時期：平成27年度から)
- ② 各所属長に対して、部下の年次休暇取得状況を把握させるとともに、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めるよう指導する。(実施時期：平成27年度から)
- ③ 職員が気兼ねなく安心して年次休暇が取得できるよう、事務処理における相互応援体制を整備する。(実施時期：平成27年度から)
- ④ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
(実施時期：平成27年度から)

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得を促進する。
(実施時期：平成27年度から)
- ② 勤続20周年・30周年の節目に、リフレッシュ休暇(3日間)と年次休暇を活用した1週間以上の連続休暇を取得できるように配慮する。
(実施時期：平成27年度から)
- ③ ゴールデン・ウィークやお盆の期間における会議・打合せ等を自粛し、連続休暇を取得しやすい環境を整備する。(実施時期：平成27年度から)

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得促進

子どもの看護を行うための特別休暇制度を周知するとともに、その取得を希望する職員が100%取得できる雰囲気づくりに努める。

(実施時期：平成27年度から)

以上、ア～ウの取り組みを通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得日数を計画期間の終期において20%以上増加させるとともに、特別休暇については希望者が全員取得できるように配慮する。(目標達成年度：平成31年度)

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正

職場優先の考え方や固定的な性別役割意識を是正するためには、全職員に共通の認識を持たせることが重要であるため、意識改革を促す内容の研修を管理職員から順次行う。(実施時期：平成27年度から)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 施設利用者の実情を考慮し、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ、ベビーベッド、授乳室等の設置を検討する。(実施時期：平成27年度から)
- ② 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な窓口対応等ソフト面でのバリアフリーを推進する。(実施時期：平成27年度から)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

* 次世代育成支援対策推進法に基づく「新城市次世代育成支援行動計画」と重複するため項目のみを記載する。

ア 地域の子育て支援

- ① 地域の子育てサークル、ボランティア活動などへの支援
- ② 各種保育サービスの充実
- ③ 子育てに関する情報提供や相談事業の充実
- ④ 児童虐待防止対策の充実
- ⑤ 障害のある子どもとその家庭への支援の充実
- ⑥ 一人親家庭への支援

イ 子どもの心身を健やかに育む環境の整備

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 子どもの食事や睡眠など日常生活の向上
- ③ 小児医療や不妊治療の充実
- ④ 家庭や地域における児童の健全育成に向けた取組み
- ⑤ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

ウ 子どもを安心して生み育てられる環境の整備

- ① 安心して暮らせ、外出できる住環境の整備
- ② 子どもの安全な居場所づくり
- ③ 交通事故、犯罪、有害環境などから子どもを守るための対策の推進

エ 親が仕事をしながら子育てできるような環境の整備

仕事と子育ての両立支援

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ① 市が行う各種行事の計画に当たっては、親子で参加することができるように配慮し、職員に積極的な参加を呼びかける。(実施時期：平成27年度から)

- ② 地域の子どもとふれあう機会を充実させるため、各地域で行われる行事等の情報を職員に提供する。(実施時期：平成27年度から)

- ③ スポーツ大会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族が参加できるようにする。(実施時期：平成27年度から)